

いじめ防止基本方針

学 校 教 育 目 標

進んで学び、思いやりの心を持ち、心身ともにたくましい子どもを育成する
～ やさしさいっぱい かしこさいっぱい たくましさいっぱい ～

いじめに関する基本的な考え方

子どもが、未来への夢や希望を大きく膨らませながら成長していくことは、教職員のみならず保護者や地域住民の願いであり、こうした期待に応えることができる環境づくりが、学校教育に課せられた大きな使命である。

つまり学校は、子ども一人ひとりにとって、楽しく学び、生き生きと活動できる場でなければならない。したがって、このような場を阻害する要因となるいじめは、どの子にも起こり得るものであることを全職員が強く認識し、根絶に向けて保護者、地域住民、関係機関と連携を図りながら教育活動を推進する。

具体的対策

育友会等との連携

【基本的な考え方】

いじめ問題は、学校だけでは解決できない場合が多いことから、必要な情報を保護者や育友会等に提供しながら、協力していじめを許さない環境を整える。

【育友会との連携】

- 積極的な広報活動
広報誌等での啓発活動
- 各種会合等での研修活動
いじめに関する研修会の実施等

【家庭との連携】

- 基本的な生活習慣のしつけ
善悪の区別、正義感、思いやりの心の育成のための取組

【学校支援会議等地域関係団体との連携】

- 定期的な会議における意見交換等による情報の提供収集及び収集

いじめ防止対策委員会

【活動の目的】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【構成員】

- 学校 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、担任(必要に応じてその他関係職)
- 外部専門家(必要に応じて参加)
スクールカウンセラー、主任児童委員、校医、退職教員、学校評議員 等

【事務局】

- 事務局を学校に置く

【会議】

- 年2回(1学期後半、年度末)を基本とするが必要に応じて臨時的に開催する。

関係機関との連携

【基本的な考え方】

いじめの防止、対応等は学校だけでできるものではない。関係機関と情報交換等連携を図ることにより、より実効的な取組を行う。

【市教育委員会】

- 報告・連絡・相談の徹底

【中学校との連携】

- 情報交換と情報提供

【島原警察署】

- 児童の問題行動の情報収集と相談
- いじめ問題情報の提供、通報、相談 等

【島原市子ども課】

- 情報提供と情報収集

- 家庭訪問等の依頼

【島原市少年センター】

- 非行等の情報収集

いじめの防止

学校づくり

いじめを生まな学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめ問題を自分たちの問題ととらえられる子どもの自己指導力を育成する。

- 1 校内指導体制の確立(組織で対応)
- 2 教師の指導力の向上(職員個々の職能成長)
- 3 児童の特性を踏まえ個に応じた適切な支援
- 4 人権意識と生命尊重の態度の育成(違いを認め合う心の育成)
- 5 道徳的実践力を培う道徳教育の充実(いじめを許さない強い心の育成)
- 6 自己肯定感の育成
- 7 子どもの自己指導能力の育成(自浄能力を高める活動の推進)
- 8 家庭・地域社会・関係機関との連携強化(つながりを深め、強める活動の推進)
- 9 学校基本方針の周知と取組の評価(実効力のある取組)

早期発見	情報を全職員で共有するために、平素から子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが発するサインを見逃さないように高くアンテナを保つ。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員による観察や情報交換 2 定期的なアンケート調査や個人面談の実施 3 情報の収集 4 教育相談体制の整備と相談機関の周知 	<p>情報交換する場を設定・情報の共有化</p> <p>きめ細かな把握</p> <p>育友会や関係団体と組織的に連携・協働する体制の構築</p> <p>気軽に相談できる体制を整備・周知</p>

いじめに対する措置	いじめの発見、通報によりいじめの事実が把握できた場合は、速やかに組織的及び関係者との連携の下に対応することを基本とし、被害を受けた子どもを守りとおし、毅然とした態度でいじめた側の子どもの指導にあたる。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめと疑わしき行為を発見したときの対応 事情を十分聴取し、指導・継続的に観察、指導 2 いじめに関する相談を受けたときの対応 真摯に対応・事実関係を調査し保護者等に報告 3 組織的な対応 「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有・組織的に対応 4 いじめの事実調査 関係を詳細に把握・聞き取り調査・アンケート調査 5 ネット上でのいじめへの対応 被害の拡大を防ぐ措置 警察や法務局等と適切な連携 6 いじめられた子ども又はその保護者への支援 いじめから守り通すための対応・スクールカウンセラー等の外部専門家との面談 7 いじめた子ども又はその保護者への助言 再発を防止する措置・特別な指導計画による指導・毅然とした対応 8 集団への働きかけ 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくり 9 解決できない場合の対応 市教委や警察など関係諸機関との連携による解決 10 継続的な観察・指導 いじめが解消した後も、継続した観察と指導 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※けんかやふざけあいでも背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※いじめの解消：行為が3か月以上止んだ上で、当該児童や保護者に心身の苦痛がないかを面談等で確認する。</p> </div>

重大事態に対する措置	重大事態に対する措置としては、1の重大事態の定義にあるようなケースが確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければいけないという認識を持つ。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 重大事態の定義 <ul style="list-style-type: none"> ○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合 ○相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 ○子ども・保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあった場合 2 概要の把握 3 市教育委員会へ速やかに概要報告 → 市教委が「重大事態」かどうか判断 4 調査主体（市教委・学校）を決定 → 学校の場合は市教委の指導支援のもと調査 5 学校いじめ防止対策委員会への報告と協議 いじめ事案の報告・校内体制及び対応の協議 6 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき調査を行う 7 いじめられた子どもとその保護者への対応に万全を期す 秘密の保持（情報流出の遮断）・学習の保障・精神的ケア（カウンセリング等の実施） 8 いじめた子どもとその保護者への対応 出席停止も視野に入れた毅然とした対応 9 他の子どもたち、保護者への対応 必要に応じて情報提供（保護者）・いじめに関する指導の徹底 	

島原市立第五小学校 いじめ防止対策委員会

1 設置目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により組織し、学校基本方針に基づく取組の実施や、計画の作成、実行・検証等を行う。

2 活動内容

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携とといった対応を組織的に実施

3 構成員

(1) 学校

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、関係学年主任、学級担任（被害者）、学級担任（加害者）必要に応じてその他関係職員（養護教諭等）

(2) 外部専門家（必要に応じて参加）

スクールカウンセラー、心の教室相談員、主任児童委員、校医、退職教員、学校評議員
県警スクールサポーター、市家庭相談員 等 ※この内数名を「相談窓口」として委嘱する

4 会議等

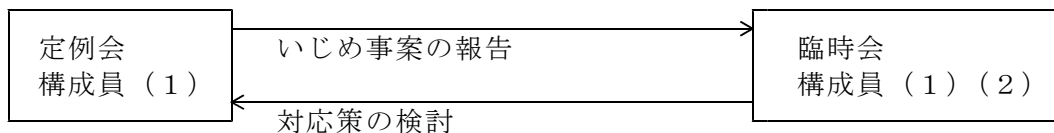
(1) 会議は、校長が主宰し、校長が招集する。

(2) 定例会 年間2回（1学期末、年度末）

- 構成員（1）による
- いじめに関する情報収集 等
- 学校基本方針の検討、検証 等

(3) 臨時会 必要に応じて臨時に開催する

- 構成員（1）（2）による
- いじめ事案の対応方針検討、決定
- 子ども、保護者への対応 等



5 その他

委員会の事務局は学校に置く。